

令和8年度 益城町 町県民税・国民健康保険税の申告相談会について

令和8年度 町県民税・国民健康保険税の申告時期となりました。

益城町では、次のとおり申告相談会場を設け申告及び申告相談を受け付けますので、内容をよくご覧になり申告されますようよろしくお願ひします。

● 日程等のご案内

日程	令和8年2月16日（月）～3月16日（月） <u>（土日・祝日の開設はありません）</u>
受付時間 (整理券配布)	午前8時30分～午後2時 ※防犯等の都合上8時30分よりも前に施設内に入ることはできません
申告開始時間	午前8時50分
会場	益城町交流情報センターミナテラス 視聴覚室

※ 例年、期間中に3,000人前後の方が来場されます。できる限り4ページの日程表で指定された地区の日にご来場ください。

また、午前中は大変混み合いますので、待ち時間が長くなります。ご了承ください。

次の申告は益城町ではできません！

○次の申告は熊本東税務署での申告となります。

- ・ 青色申告
- ・ 令和6年分以前の確定申告
- ・ 不動産や株の譲渡（売却）所得の申告（収用についてのご不明点は申告期間前に役場へご相談ください。）
- ・ 暗号資産（仮想通貨）、FXの申告
- ・ 住宅ローン控除や雑損控除の申告

ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットで確定申告書を作成できます。

詳しくは3ページをご覧ください。

※ただし、住宅ローン控除につきましては、適用が2年目以降で年末調整の際に「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」を提出し、住宅ローン控除を年末調整で既に受けている場合は益城町の申告相談で受け付けることができます。

○税務署が開設する申告相談会場のご案内

①開設期間 令和8年2月16日（月）～3月16日（月）（土日祝日を除く）
※ただし、令和8年3月1日（日）に限り開設します。

②受付時間 午前9時～午後3時

③申告相談会場 熊本東税務署1階事務室（熊本市東区東町3丁目2番53号）

● 確定申告に関する質問・相談は「確定申告電話相談センター」へ

○国税相談専用ダイアル（0570-00-5901）へ電話する
もしくは、

- ① 熊本東税務署（096-369-5566）へ電話する
- ② 音声案内に従い「0」を選択する
- ③ 専門のオペレーターが対応します

1. 申告が必要な人(令和8年1月1日時点で益城町に住民票があり、下記に該当する人)

- ① 営業、農業などの事業収入、不動産収入（不動産の売却を除く）、その他収入がある人。
- ② 給与収入、公的年金収入のみの人で、所得控除の申告の追加等がある人。（年末調整がお済みでない人など）
- ③ 令和7年中の収入が無く、益城町内に居住している人の税の扶養親族等となっていない人。
- ④ 遺族年金・障害年金などの非課税収入のみで、益城町内に居住している人の税の扶養親族等となっていない人。

2. 申告に必要なもの

書類等がそろっていない場合、申告の受け付けができなかったり、再来場をお願いすることもありますので、申告当日は今一度持参する書類等の再確認を行ったうえでご来場ください。

必要な書類等	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード (作成されていない場合は「個人番号通知カード（※1）と免許証等の本人確認書類」)	
<input type="checkbox"/> 税務署から送付された『確定申告のお知らせ』のはがき、『電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書』等の書類（※該当者のみ）	
<input type="checkbox"/> 通帳（所得税の還付申告をされる場合に口座番号等の記載が必要なため）	
<input type="checkbox"/> 印鑑（預金通帳の届出印）（※所得税を口座振替で納付希望の方）	
所得を証明する書類	
<input type="checkbox"/> 給与や公的年金、退職所得の源泉徴収票、シルバー人材センターからの配分金支払証明書、報酬等の支払調書	
<input type="checkbox"/> 営業、農業、不動産の収支内訳書	
<input type="checkbox"/> 固定資産税納税通知書（業務で使用した資産に係る固定資産税を必要経費に算入する場合）	
<input type="checkbox"/> 個人年金、互助年金、生命保険満期返戻金等の受け取り金額を証明する書類	
<input type="checkbox"/> 国・県・町より発行された書類（収用証明書など）※収用の申告には必ず必要です！	
控除を証明する書類	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険税(料)・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付確認書(証明書)【年金天引き分を除く】、任意継続健康保険料の領収書	
<input type="checkbox"/> 国民年金保険料や国民年金基金掛金の社会保険料控除証明書	
<input type="checkbox"/> 生命保険料、地震保険料の控除証明書	
<input type="checkbox"/> ふるさと納税の寄附金受領証明書(自治体発行分)又は寄附金控除に関する証明書(特定事業者発行分)※ワンストップ特例を申請している場合でも必要です。	
<input type="checkbox"/> 寄附金控除の証明書(ふるさと納税以外の寄附金の場合)	
<input type="checkbox"/> 要介護認定による障害者控除対象者認定書(必要な方は健康保険課で交付しています)	
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、戦傷病者手帳等	
(医療費控除を受ける場合)※2	
<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書(用紙は役場又は国税庁(税務署)ホームページや窓口で入手可)	
<input type="checkbox"/> 医療費のお知らせ(※医療費のお知らせをもとに明細書を作成した方) ※セルフメディケーション税制による医療費控除を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書(役場又は国税庁(税務署)ホームページや窓口で入手可)と、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行った証明書類(健康診断の結果等)をお持ちください。	

※1 個人番号通知カードは現在の氏名・住所等が記載されているものに限ります。通知カードがない場合は、個人番号記載の住民票等が必要です。

※2 医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除はどちらか片方しか使えません。

3. 申告する必要がない人

- ① 年末調整済みの給与収入のみ（勤務先から町へ報告済み）で、所得控除の変更がない人。
- ② 公的年金収入のみで、所得控除の変更がない人。
- ③ 令和7年中の収入が無く、益城町内に居住している人の税の扶養親族等となっている人。
- ④ 遺族年金・障害年金などの非課税収入のみで、益城町内に居住している人の税の扶養親族等となっている人。

4. 注意事項(以下の場合は書類の事前準備が必要です)

必要書類に不備がある・・・源泉徴収票や支払調書、控除を証明する書類は原本の提示が必要です。紛失した場合は事前に再発行を依頼してください。

「収支内訳書」等がない・・・事業収入等がある人は、必ず事前に収支内訳書等を作成してください！

「医療費控除の明細書」がない・・・明細書を事前に入手し、医療費のお知らせ、領収書などをもとに医療費および保険などで補填される額を個人毎に集計してご記入ください。

※医療費控除を受けられたい場合、必ず事前の記入をお願いします！

世帯員の状況を把握していない・・・申告を代理でされる場合、状況の詳細がわからない申告は受け付けができません。

スマホによるe-Taxでの申告をオススメします！



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君

スマートフォンで所得税の確定申告書を作成し、e-Taxで申告することができます。

令和4年分の確定申告からは、給与所得、年金収入や副業等の雑所得の申告のほか、事業所得や不動産所得の青色申告決算書（収支内訳書）もスマートフォンで作成することができるようになりました。

詳しくは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

益城町の申告相談会場ではプライバシーに配慮した会場設営を行っておりますが、同時に複数名の受け付けを行うため、話し声が完全に遮断できるものではありません。

多くの人が訪れる申告相談会場に出向く必要がなく、プライバシーが保護され、安心・安全に自宅などから申告できるe-Taxをぜひご利用ください。

国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」への
アクセスはこちら



確定申告書等作成コーナー



作成コーナーの操作方法に関する質問は

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901

【受付時間】月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（土日祝及び12/29～1/3を除く）

5. 申告相談会日程表(土曜・日曜・祝日の開設はありません。)

2月	
16 日 (月)	宮園 広崎1町内 柳水 平田下
17 日 (火)	惣領4町内 田原 市ノ後 平田西
18 日 (水)	安永1町内 畑中 本土山 下砥川
19 日 (木)	下寺中灰塚 福富 中砥川 土山
20 日 (金)	谷川 内寺 辻の城団地
21 日 (土)	
22 日 (日)	
23 日 (月)	
24 日 (火)	下原 馬水南 田中 南
25 日 (水)	広崎2町内 下陳 上砥川
26 日 (木)	辻団地 北向 上町
27 日 (金)	広崎3町内 赤井 木崎 飯田
28 日 (土)	

3月	
1 日 (日)	
2 日 (月)	下小谷 市ノ後団地 平田上
3 日 (火)	惣領3町内 小池秋永 堂園 蝋子町
4 日 (水)	上陳 古閑 上小谷 下町
5 日 (木)	平田中 広崎4町内 木山下辻団地
6 日 (金)	安永2町内 惣領1町内 東無田 平田境
7 日 (土)	
8 日 (日)	
9 日 (月)	小峯 寺中 黒石崎
10 日 (火)	惣領2町内 川内田 寺迫
11 日 (水)	安永3町内 中尾 五楽
12 日 (木)	馬水北 新川
13 日 (金)	広崎5町内 櫛島 杉堂
14 日 (土)	
15 日 (日)	
16 日 (月)	安永4町内 福原 下鶴

● 申告に関するお問合せ
益城町税務課 住民税係
📞 096-286-3388

広安校区と木山校区で「のるーとUMEらいん」が運行しています。事前にご予約のうえ、
ぜひご利用ください。(予約専用番号:080-8513-9630)

運行時間や停留所等の詳細は右のQRコードからご確認ください。

●のるーとUMEらいんに関する問い合わせ
益城町企画財政課 ☎096-286-3223

